

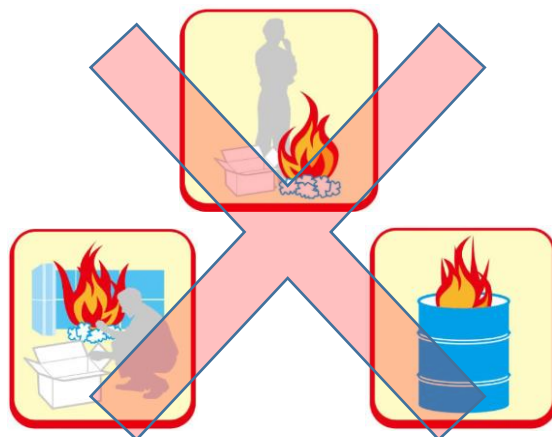
ごみの野外焼却は法律で禁止されています

野外焼却とは、畑や空き地・庭などの野外で、ごみなどの廃棄物を焼却する行為です。

ドラム缶やブロックを積み上げた炉など基準を満たさない焼却炉、地面に穴を掘っての焼却も野外焼却とみなされます。

廃棄物の焼却は、一部の例外（下表参照）を除き、法律で禁止されています。

（廃棄物処理法第 16 条の 2）



【一部例外となる廃棄物の焼却】（抜粋）

○国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

○風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

○農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

ごみ（廃棄物）は適正に処理しましょう

廃棄物の不法な焼却は、罰則が適用されます。



→ 家庭ごみ → 燃やさずに分別してごみステーションやごみ処理施設に出しましょう。



→ 事業系ごみ → 燃やさずに適正な処理を行いましょう。
※基準を満たした焼却炉での焼却は除く。

例外規定に該当する焼却 → お互いの心配りで、快適な生活環境の保全と創造に努めましょう。

廃棄物の焼却に関する問い合わせ先

ごみ減量推進課 TEL 097-537-5687	家庭・個人の田畑、庭、家庭菜園等における野外焼却。
廃棄物対策課 TEL 097-578-7547	
	会社・事業所等の事業活動に係る野外焼却。